

る河川の工事に付許可を必要としないことに軌道法が規定した以上は、夫れ以下の河川工事に付許可認可を必要とする地方の土木工事取締規則は適當に改正する必要がある、又假令特殊の事由があつて許可を必要とする場合に於ても、其の類書に添付すべき圖面又は設計書を各府縣が各自自由に取扱つては企業者の手數も係ることあるから、成るべく許可を要しないことにし地方の特別事情の爲に許可を必要とする場合でも、願書式又は圖面の形式を一定する必要があると説明して居た、何れ建議を受取つた内務省では此問題に付相當考慮するさうである。(たノ字)

◎内務省土木試験所の近況

内務省土木試験所は所長に牧野雅樂之丞氏を迎へ、新所長の新方針の下に著々事務の進展に力めて居るが、牧前所長時代に完成した試験報告書も漸く印刷完成したさうで、不日各方面に配付するさうである。該報告書の内容はまだ判らないが、地方で執行して居る輕易な試験と異り、随分念の入つたものであるから、そこらの試験所が發表して居る翻譯的の報告書とは趣を異にし、我國道路技術の進展に貢獻する所が多大であらうと期待されて居る。

新所長の方針として今回東京附近に於ける甲州街道、厚木街道、陸羽街道及び千葉街道に輕易な鋪裝工事を施行し試験する計畫を樹て、十四年度開始早々着手するさうである。大の經費と精巧な技術を以て路面鋪裝を執行することも結構なことであるが、財力の豊富でない我國に於て、財力が許すまで工事の執行を俟つてゐるが如きは得策でない、最も簡易な鋪裝に依つて現在の悪路を手取早く鋪裝するのが急務である。加之地下埋設物の整理せられてゐない現在に於ては一層簡易な鋪裝を必要とするとは堀切新土木局長の意見であつたが、今回此方針が試験法を通して實現せらるゝことと爲つて、總工費八萬七千圓の支出は局長の承認を得たさうである、吾人は此新事業の計畫に對し双手を舉げて賛成するのであるが、曩年國庫補助の下に東京府が執行した試験の如く、施工方法が不十分なるが爲試験の結果を捕捉することが出来ない様な失敗のない様特に注意を願ふと共に、動ともすれば遅れ勝ちの報告の發表を急いで貰ひ、前所長牧博士の統轄する東京市道路局等をして試験の結果を利用する様にして貰ひたい。(たノ字)

叙任及辭令 (十二月分續)

○十二月二十七日

正六位勳五等 川越篤

正六位勳六等 中隈伊勢吉

同 大井治男

同 牛島航

同 愛甲隆俊

同 三原久

同 雨宮弘一

叙從五位

從六位勳六等 吉武正八

同 巖瀬庄七

從六位 東森藏

(各通)

同 古山癸一

同 調所武光

同 佐香源一

從六位勳六等 兒玉東一

叙正六位

從六位 菅良三

叙任辭令

正七位 垂水輝治

(各通)

同 木村憲七郎

同 後藤季總

同 大石巖

同 澁江武

同 新井九郎

同 西義一

同 梶山常治

同 平尾俊雄

同 町田利臣

同 竹内常八

同 大島六七郎

同 木幡長命

同 仲本利夫

同 井口真造

同 小笠原嘉兵衛

同 權平悌三郎

同 丸山悅三

同 荒池忠吉

叙從六位

從七位 間崎則實

同 關谷 清助

同 左右田 友三郎

同 大谷 保藏

同 寺田 甫

同 小島 達太郎

從七位勳八等 鹽谷 桂二郎

從七位勳六等 加藤 光登

同 星野 敷三

從七位 齋藤 彌一郎

同 影山 英二

同 佐藤 德治郎

同 鈴木 兼吉

同 藤澤 喜作

同 宮崎 義一

同 沼田 弘三

同 猿谷 新太郎

同 小川 昌光

年俸四百五十圓下賜(一月十日 德島縣)

(二月分)

〇 二月 四日

土木技師兼道路技師 木幡 長命

八級俸下賜

道路技師兼土木技師 猿谷 新太郎

九級俸下賜(以上二月四日 山形縣)

〇 二月 十日

廣島縣道路技師兼土木技師 荒川 龍雄

(各通)

廣島縣道路書記兼土木書記 德 永 清

愛媛縣道路技師兼土木技師 德 永 清

土木技師兼道路技師ニ任ス 高等官八等ヲ以テ待遇セラル 土木技師兼道路技師 神志 那碩雄

願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス(以上二月十日 内閣) 土木技師兼道路技師 德 永 清

愛知縣土木技師兼道路技師ニ補ス 同 荒川 龍雄

同 廣島縣土木技師兼道路技師ニ補ス(以上二月十日 内務省)

〇 一月 十七日

叙正七位(以上十二月二日 宮内省) (一月分續)

〇 一月 十七日

九級俸下賜

土木技師 神志那碩雄

道路主事 吉村 豊

十一級俸下賜(以上二月十日廣島縣)

同 荒川 龍雄

鳥取縣道路主事ニ補ス

道路技師兼土木技師 山口 徳兵衛

十一級俸下賜(二月愛媛縣)

土木技師 徳 永 清

山形縣道路技師兼土木技師ニ補ス(以上二月十日内務省)

道路技師 太田 秋一

○ 二月 十八 日

(各通)

地方技師 山 本 敏

○ 二月 二十 日

同 中山 熊雄

道路主事 木原 正義

六級俸下賜

同 長谷川 勝伍

願ニ依リ本職ヲ免ス(二月内閣)

七級俸下賜(以上二月十日内務省)

道路主事 吉 村 豊

八級俸下賜(二月二十日北海道廳)

○ 二月 二十五 日

年俸參百圓下賜(二月十日鳥取縣)

岩手縣道路技師兼土木技師 似島 一藏

○ 二月 十九 日

鳥取縣道路書記兼土木書記 吉 村 豊

道路主事ニ任ス

地方技師 荒 木 榮二

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

同 前田 奥藏

山形縣土木技師兼道路技師 山口 徳兵衛

(各通)

同 櫻井 哲三

道路技師兼土木技師ニ任ス

同 坂本 一平

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

同 片桐 兼次郎

叙 任 辭 令

一一一

陸叙高等官五等(以上二月二内閣)

道路技師 似島 一藏

岩手縣道路技師ニ補ス(二月二内務省)

○ 二月 二十 六 日

道路技師 似島 一藏

願ニ依リ本職ヲ免ス(二月二内閣)

○ 二月 二十八 日

正五位勳五等 原 田 碧

土木技師ニ任ス

高等官三等ヲ以テ待遇セララル

(各通)

道路技師 片村 龜次郎
土木技師 柏谷 鴻次郎

願ニ依リ本職ヲ免ス(以上二月二内閣)

土木技師 原 田 碧

石川縣土木技師ニ補ス(二月二内務省)

(三月 分)

○ 三月 三 月

土木技師 平田 宇之助

(各通)

同 山 田 元

陸シテ高等官五等ヲ以テ待遇セララル

土木技師 荒木 榮二
道路技師兼土木技師 福留 正鹿
土木技師 北川 直世

同 村瀬 吉雄

道路技師兼土木技師 山本 廣一

同 田邊 貢

同 樽谷 萬治

同 土木技師 西村 勝太郎

同 飯島 馨之助

道路技師兼土木技師 吉 田 智

土木技師 渡邊 綱次郎

土木技師兼道路技師 佐藤 愛三郎

同 豊田 勝藏

陸シテ高等官六等ヲ以テ待遇セララル

(各通)

道路主事 高松 利助

陸シテ高等官七等ヲ以テ待遇セララル(以上三月内閣)

同 久保田 秀雄

◇ × ——— × ◇